

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 訪問介護職員初任者研修受講料助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の訪問介護事業に従事する人材の確保及び資質の向上を図る目的で本会の職員採用に内定している高校生、専門学校生、短大生及び大学生が在学中に介護職員初任者研修を受講する場合、当該研修に係る受講料に助成金を交付するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 介護職員初任者研修とは、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項の各号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。

(助成対象者)

第3条 本会の職員採用内定者で、高等学校、短期大学、専門学校、大学在学中に介護職員初任者研修を受講しようとする生徒、学生で当該研修に合格した者。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、介護職員初任者研修に係る受講料及び教材費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は10万円を限度とする。

(提出書類)

第6条 助成金の交付には介護職員初任者研修受講料助成金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）振込先口座届け（様式第3号）研修機関の発出する合格通知、修了証明書の写しを会長に提出するものとする。

2 会長は交付申請書等を精査し、申請のあった日から5日以内に交付決定通知を発するものとする。

(助成金交付)

第7条 助成金は申請者の指定する口座へ振込みにより交付するものとする。

(申請の取下)

第8条 申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から起算して5日以内とする。

(返還義務)

第9条 助成金は以下に定める場合は、第5条に規定する助成金の一部又は全額を返還しなければならない。

- (1) 都合により内定を辞退した場合：助成金の全額
- (2) 入職後1年以内に退職した場合：助成金の全額
- (3) 入職後1年を超えて2年以内に退職した場合：助成金の50%
- (4) 入職後2年を超えて3年以内に退職した場合：助成金の25%

2 虚偽の申請により不当に助成金の支給を受けたときは、その助成金の全部を返還しなければならない。

(財源)

第10条 助成金の財源は介護職員処遇改善交付金等を以って充てる。

附則

この規程は令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

介護職員初任者研修受講料助成金交付申請書

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会
会 長 様

申請者 住所
氏名
保護者氏名
電話番号

私は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会訪問介護員初任者研修受講料助成を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 助成金交付申請額 _____ 円
2.

受講者	住所			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日		性別	男 女
受講先名	所在地			
	名称			
受講料	円			
受講期間	年 月 日～ 年 月 日			

添付書類

- (1) 受講料が分かる資料の写し
- (2) 誓約書 (様式第2号)
- (3) 振込先口座 (様式第3号)

会長	事務局長	総務課長	介護課長	所属長

(様式第2号)

令和 年 月 日

誓 約 書

私は、貴協議会の介護職員初任者研修受講料助成金の交付を受けて資格取得しますが、訪問介護職員初任者研修受講料助成金交付規程第9条に該当する場合は当該助成金を返納することを誓約いたします。

令和 年 月 日

住 所 _____

保護者氏名 _____ (印)

受講者氏名 _____ (印)

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会
会長 様

(様式第3号)

振込先口座届け

氏名	
口座番号	普通・当座 店番 口座番号
フリガナ	
口座名義	
金融機関名	支店
備考	